

平成 25 年度決算に基づく 本市財政の「健全化判断比率」の公表

問 財政課 TEL (23) 8797

平成 21 年 4 月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する指数としての「健全化判断比率等」を算出し、監査委員の審査を経て議会への報告や住民に公表することが義務付けられています。

この比率が地方公共団体ごとの財政規模から算出する基準値を超えた場合は、財政状況が健全ではないと判断されます。この場合には早急に改善策を講じて、財政が破たんする前に健全化を図ることになります。

今回は平成 25 年度決算に基づいて算定した「健全化判断比率等」をお知らせします。

■平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

区分	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤資金不足比率
大田原市(H 25 年度)	—	—	11.4%	60.9%	—
大田原市(H 24 年度)	—	—	11.9%	71.4%	—
早期健全化基準	12.52%	17.52%	25.0%	350.0%	—
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	—	—
経営健全化基準	—	—	—	—	20.0%

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は赤字や資金不足でないため「—」で表示しています。

- ①実質赤字比率… 一般会計などにおいて歳入が歳出に不足する場合に、この不足額(赤字額)の標準財政規模(※)に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ②連結実質赤字比率… 公営企業会計を含む全会計の歳入不足額(赤字額)の標準財政規模に対する比率であり、市全体の財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ③実質公債費比率… 一般会計などの公債費(借入金の返済)などの標準財政規模に対する比率(過去3カ年の平均)であり、公債費への財政負担と資金繰りの程度を示すもの。
- ④将来負担比率… 一般会計などが将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高など)の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- ⑤資金不足比率… 上水道事業などの公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

※標準財政規模…地方公共団体の一般財源(市税、普通交付税、譲与税など)の標準的な大きさを示す指標。サラリーマンの収入で言えば、「所定内給与」にあたるもの。

おめでとうございます 敬老祝金などを贈呈

市では、毎年 80 歳と 100 歳以上の高齢者に敬老祝金などをお贈りしています。

今年度末までに 100 歳以上となる方(大正 4 年 4 月 1 日以前に生まれた方)は 47 名です。このうち新たに、19 名の方が 100 歳を迎えます。

9 月 5 日(金)には、今年度 106 歳となる市内 3 番目高齢者の蓮實チヨさんを津久井市長が訪ね、市内の肖像画家・益子学司さんから寄贈された肖像画や、増村園芸の増村英樹さんから寄贈された寄せ植えなどを手渡し、長寿を祝いました。



問 高齢者幸福課 東 1 階 TEL (23) 8740

男女共同参画推進事業者表彰

市では、男女がその性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰しています。該当される事業者の皆さまはふるってご応募ください。

- 対象事業者…次のいずれかの取り組みを行っている市内の事業者
 - ①性別にとらわれない能力活用や女性の職域拡大のための取組を積極的に行っている。
 - ②仕事と家庭生活、その他の活動との両立を支援するための取組を積極的に行っている。
 - ③男女の人権に配慮し、男女がともに働きやすい職場の環境づくりを積極的に行っている。
 - ④その他、男女がともに参画できる社会づくりに向けて取組を積極的に行っている。
 - 応募期間…11 月 4 日(火)～ 28 日(金)
 - 応募方法…応募用紙と事業者の概要の分かる資料を添え、下記へ提出。応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。
 - 応募から表彰まで…応募があった場合は、市男女共同参画推進事業者表彰選考委員会の審査を経て、表彰者を決定します。被表彰者には、市長から賞状と副賞を授与します。
 - 表彰日程…平成 27 年 1 月 24 日(土) 午後 1 時～
- 問 政策推進課 A 2 階 TEL (23) 8715

■対象となる会計

地方公共団体には議会費、総務費、民生費、土木費、教育費などの基本的経費が計上される「一般会計」と国民健康保険事業や上水道事業、下水道事業などの特定の事業を行う場合の「特別会計」があります。健全化判断比率の算出は、特別地方公共団体である須賀川財産区を除く全ての会計を対象としています。

さらに、那須地区広域行政事務組合、大田原地区広域消防組合など、市が負担金や補助金を支出した団体なども比率算出の対象となります。

■判断区分および取り組み

区 分	取 り 組 み
健全段階	①指標の公表 ②健全化の維持
早期健全化段階	①財政健全化計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②上記計画の実施状況を議会へ報告、公表 ③早期健全化が著しく困難と認められる場合は、国、県からの勧告がある
財政再生段階	①財政再生計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②公共事業の財源としての地方債(借入金)を起こすことが制限されることがある ③当該計画を推進するための特別な地方債を起こすことが可能となる ④財政運営が当該計画と適合しない場合は、国、県からの勧告がある

■平成 25 年度の結果

実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率については、歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため算定されませんでした。

実質公債費比率と将来負担比率については、平成 25 年度の借入金の返済金額および借入残高は前年度より増加したものの、普通交付税の増加や基金の積み立てによって返済または残高に対する実質的な負担額は減少しているため、両比率とも昨年度との比較で下降することになりました。

健全化判断比率から判断される本市の平成 25 年度末の財政状況は、この法律の定める「早期健全化基準」を大きく下回り、「**健全段階**」でありました。

■今後の財政運営

平成 26 年度は、景気回復基調にあることなどから税収入は前年度と比較して増額を見込んでいます。しかし、生活保護費などの社会保障関係経費が年々増加傾向にあることに加え、大田原西地区都市再生整備計画事業の開始などによる歳出の増額を見込んでいます。

このため、市の貯金である基金の取崩しや、国や金融機関などからの借入金である地方債の発行により予算を編成しました。このような状況が続くと、今後は比率の上昇が予想されますが、現在の状況を維持しつつも一層の財政健全化に取り組み、より健全な財政運営に努めてまいります。

法人市民税法人税割の税率の改正について

平成 26 年度税制改正により、地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割を引き下げるとともに、引き下げ相当分が地方法人税(国税)として創設され、その税収全額を地方交付税原資とすることとされました。

この改正をふまえ、平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分から、大田原市における法人市民税法人税割の税率を次のとおり引き下げます。

また、今回の税制改正に伴い、予定申告について経過措置が設けられております。

■改正の内容

平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度の税率
14.7%

平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度の税率
12.1%

■適用開始時期

平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。

■予定申告における経過措置

法人市民税法人税割の税率の改正に伴い、平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する最初の事業年度または連結事業年度の予定申告に係る法人税割額は次のとおりとなります。

前事業年度分の法人税割額 × 4.7 ÷ 前事業年度の月数
= 予定申告にかかる法人税割額

■地方法人税(国税)の創設

平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人住民税法人税割の税率引き下げ分に相当する、地方法人税が創設されました。地方法人税は国税であり、国(税務署)に申告納付を行います。

※地方法人税の詳細については管轄の税務署へお問い合わせください。

問 税務課 B 1 階 TEL(23)8725